

骨 太の方針2023が公表された。マスメディアではほとんど注目されなかったが、筆者が驚きをもって注目したのは、骨太の以下の記述だ。

「我が国は、世界に先駆けて、『新しい資本主義』の旗印の下、予算・税制、規制・制度改革を総動員し、グローバルリスクにも対応しつつ持続的成長を実現する、新たな経済社会の創造に向けた改革を力強く進める」

筆者の記憶する限り、「予算や税制を総動員して」持続的成長を実現する、という政府の文言は見ることがない。想像するに、米国バイデン政権の経済政策（バイデノミクス）の向こうを張って、今後始まる概算要求や税制改正要望の中に、「新しい資本主義」の具体化に向けた予算や税制を盛り込むための前触れと思われる。

海の方角では、先月バイデン大統領が、再選に向けて「バイデノミクス」を打ち出した。共和党レーガノミクスに代表されるサブライサイド経済政策について、大企業や高所得層への減税が中小企業や中低所得者にも効果をもたらすというトリクルダウン政策は効果がなかったと批判し、必要な政策は、中間層の拡大や低所得者層の底上げというボトムアップだとする。具体策として、労働者の職業訓練の強化など人的資本の向上策を中核に据え、低所得者に勤労インセンティブを与える勤労税額控除の充実などを訴えている。

加えて、「インフラ投資雇用法」や「インフレ抑制法（IRA法）」、「半導体・科学技術法（CHIPS法）」により投資の米国回帰を図るという内容で、イエレン財務長官は、この政策は現代サブライサイド経済学（MSSE）に基づく政策だと理論支援する。

この動きに刺激されたのか、わが国でも「新

しい資本主義」というスローガンのもとで、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速化を図り、あわせてスタートアップの支援や推進を政策の目玉とした。

注目すべきは、経産省が来年度税制改正の目玉にする予定の「イノベーションボックス税制」だ。この税制は、特許等の知財から生じる所得に優遇税率を適用するもので、研究開発拠点としての立地競争力の強化やイノベーションの促進を目的にする。欧州各国では2000年代から導入が始まったが、自国だけでなく外国由来の特許などから生じる所得にも優遇税率を適用していた国があったので、2015年のBEPS（税源浸食と利益移転）最終報告書で、そのような有害税制部分を除外する「実質的な活動基準」が合意された。最近ではシンガポールやオーストラリアなどでも導入や検討が進められている。米国でも、内国法人が米国外で獲得した一定の所得につ

いて所得控除を認めるFDII（Foreign Derived Intangible Income）という税制がある。

一方でわが国では、知財開発のインプット段階である研究開発投資に対して、多種多様な手厚い優遇税制が張り巡らされてきた。加えてアウトプットである所得にも優遇税制をということになれば、OECDで合意されわが国に導入された15%のミニマム法人税を念頭に置きつつ、過剰にならないよう双方の役割分担を整理する必要がある。また一部の企業に減税の恩恵が偏らないようにする工夫も必要だ。さらには、対象となる所得をどのように切り出すのか、ライセンス所得だけか譲渡所得も含むのかなどの議論も必要となる。年末にかけて議論が進んでいくが、その際には冒頭の「予算や税制を総動員して」という記述がどう効いてくるのだろうか。

連載

第
197
回

現代サブライサイド経済政策と
イノベーションボックス税制

税制之理

東京財団政策研究所研究主管
森信茂樹